

## 税法上の耐用年数について

### 1. 耐用年数省令の沿革

大正 7 年	大蔵省内規(固定資産減価償却歩合表)
昭和 22 年	上記が法令化
昭和 26 年	大改正
昭和 28 年	昭和 26 年に調査の都合上改正が遅れた分を改正
昭和 36 年	技術革新と経済の拡大の影響を織り込んだ改正
昭和 39 年	機械装置を中心に全面改正・・・このとき土造りのものに「自動車道」(40 年)が加えられた。

その後も毎年のように改正は行われているが、大改正・全面改正ではない。

なお、昭和 60 年改正では、日本電信電話公社の民営化に伴い電気通信事業用の構築物、機械装置について新設等

### 2. 算定方法

各業種ごとにモデル・プラント(標準的生産設備)を選定して、これに修正を加えつつ、各設備についての耐用年数を積上げ計算によって算定する方法。

#### 【共通事項】

効用持続年数(通常考えられる維持補修を加える場合を前提)

一般的な陳腐化を織り込む(わが国企業設備の後進性等を考慮)

将来の特別な陳腐化、不適應等の発生は考慮しない。

ただし、陳腐化、不適應を織り込む場合がある。(新規産業の設備で陳腐化、不適應による早急な更新、廃棄の傾向が顕著なもの、または、陳腐化による相当規模の設備更新が確実なもの)

現況を基準とする技術及び素材の材質等によって定める。

普通の場合、作業条件で使用されている場合等を前提としている。

物の寿命と所得の適正把握の目的・・・資産別の算定方式

機械設備における総合償却年数(作業区分ごとの平均年数を算出したうえで、設備全体の総合償却年数を算出)

昭和 39 年改正・・・従来のモデル・プラントを前提に割合的に修正する考え方を採用。これに、国際競争力の強化を重点に置くための要請その他政策的要請を加味している。

## 3. 現状の税務上の耐用年数表(構築物)について

- (1) 用途別の区分と構造別の区分の両方が設けられており、さらに品目等に応じて細目が定められている。  
まず、構築物を用途別に区分し、その用途別の「構造又は用途」が特掲されていない場合には、構造別の「構造又は用途」により区分する。
- (2) 用途別と構造別の耐用年数  
主要な構築物について用途別・構造別の耐用年数を比較してみると次のようなことが見受けられる。
  - ・ 土工設備・・・鉄道業用の土工設備と鉄道業用外(一般の工場構内の鉄道施設用のもの)の土工設備では規格等が違い工場等で使用する場合の方が簡易なため耐用年数が短くなっているのではないか。
  - ・ 橋りょう・トンネル・・・鉄道業用と鉄道業用外とでは同じ耐用年数となっている。鉄道業用も鉄道業用外も走る鉄道車両の負荷等は同じと考えているのではないか。しかし、鉄道用のものに比べ構造別の方が概ね長くなっている。これは、鉄道車両と他のもの(人、自動車)での負荷等が違っていると考えているのではないか。
  - ・ 鉄塔、鉄柱、鉄筋コンクリート柱などについても鉄道業用と電気業のものでは耐用年数が異なっている。
  - ・ その業種・用途特有のものについては、使用条件等を勘案して耐用年数を算定していると思われる。

「構築物の構造体の差異によって耐用年数を定めることは当然であるが、例えば、同じ鉄筋コンクリート造の構築物であっても、その用途によって、建設の当初からコンクリートの厚さ等の違い、又はその構築物に作用される物体の影響によって耐用年数が異なり、さらに特殊なものについては用途別に耐用年数を定めている。」(「改正耐用年数と減価償却」大蔵省主税局 市丸吉左エ門・稲村香一郎共著)

## 9 昭和26年

現在の耐用年数の基礎は、昭和26年における画期的作業の結果によるものである。

この耐用年数の算定に当たつての基本的な考え方は「固定資産の耐用年数の算定方式」に掲げられており、「固定資産の耐用年数は、原則として通常考えられる維持補修を加える場合において、その固定資産の本来の用途により現に通常予定される効果を挙げることができる年数、すなわち、通常の効用持続年数による」と述べられている。しかも、この効用持続年数は、「わが国企業設備の後進性等から考えられる程度の一般的な陳腐化を織り込んだものによる」としている。

これらの基本方針に基づいて決定された昭和26年当時の耐用年数の特長として、次のような点をあげることができる。

- ア いわゆる効用持続年数によつたこと。
- イ 減価償却資産を製作又は建設する場合の技術及び素材等については、26年当時の状況を基準としていること。
- ウ 減価償却資産の耐用年数をできるだけ実態に即応するように、機械装置については設備別に細分して定められたこと。
- エ 個別的企業の実態に即応するため、国税庁長官による耐用年数短縮の承認制度が設けられたこと。

我が国の経済発展の基礎的一要因である機械設備についての技術革新が浸透しはじめたのは昭和28, 9年頃であるが、このような状態に対応するためには、産業界では、税制面からの対策として耐用年数を改定することが急務とされた。すなわち、技術革新を中心として耐用年数を改定すべきであるという要望は、おおむね次のようなものであつた。

- ア 企業の租税負担を軽減し、その内部留保を充実させるため耐用年数を一律に短縮すること。
- イ 最近における技術革新の状況からみて、機械装置の経済的陳腐化を十分考慮した耐用年数に改定する必要があること。
- ウ 耐用年数を作成した昭和26年当時に比して機械設備の材質、製作技術、構成割合、稼働条件等の変化が著しいので、改めて耐用年数を算定しなおす必要があること。

## 固定資産の耐用年数の算定方式

## 第1 共通事項

- 1 固定資産の耐用年数は、原則として通常考えられる維持補修を加える場合において、その固定資産の本来の用途用法により現に通常予定される効果を挙げることができる年数、即ち、通常の効用持続年数（以下効用持続年数という。）による。
- 2 前項の効用持続年数は、わが国企業設備の後進性等から考えられる程度の一般的な陳腐化を織り込んだものによる。
- 3 固定資産について、将来における事情の変化により特別の陳腐化、不適応等が生じた場合においては、既に定められている耐用年数による償却の代りに特別償却を行うこととし、従つて第1項の効用持続年数には、それらの事情を考慮しないものとする。
- 4 通常の効用持続について、次のような顕著な不安定性が現実化されている場合に限り、今回の改

【出典】

6843

「耐用年数省令 沿革」(DHCコンメンタール法人税法 5巻)

訂耐用年数にその事情を織り込むこととする。

- (1) 新規産業であつて、その製造設備が試験期にある等のため全体として安定していないもの（例えば合成繊維製造設備等）で、その機械設備が陳腐化、不適應により早急に更新、廃棄される傾向が顕著に見受けられるものについては、現在の状況において予測される短年数の効用持続可能年数による。（附表4参照）
- (2) 現に機械及び装置の全部又は一部が陳腐化し、相当規模において設備更新が行われているもの及び今後において新製造方法の出現による陳腐化等により、相当規模において設備更新が行われることが確実と認められるものについては、第2項により定められる耐用年数の外、その設備更新の状況を考慮して短縮した耐用年数を別建として定めることとする。
- 5 効用持続年数は、固定資産を製作し又は建設する場合において、現況を基準とする技術及び素材の材質等によつて定める。
- 6 効用持続年数は、原則として、一般的にはその維持補修について通常の注意を払い、又一般的に行われる修繕を行うことを前提とする外、普通の場所に設置され、普通の作業条件により使用される場合等の一般的に考えられる年数によることとする。なお、特殊な立地条件、作業条件等により、一般の場合における区別として年数を定める必要がある場合は、その旨を明記して特掲することとする。
- 7 耐用年数は、減価償却計算における償却率の基礎となるものであることが本来の使命であることにかんがみ、物の寿命というような通俗的な考えかたばかりでなく、所得の適正把握の目的手段であることを明らかにするため、その相互の関連をできるだけ明確にするように資産別の算定方式を以下に作成する。
- 8 機械設備における総合償却年数は、まず、作業区分ごとに個別的機械の資産価額構成割合による平均年数を算出し、さらに当該機械産業設備全体についてその作業区分ごとに資産価額構成割合による総合平均年数を算出して、それによることとする。この場合における資産価額構成割合は、中庸と認められる標準的設備によつて想定する。

## 第2 機械及び装置

### 1 汎用機械

#### (1) 切削研磨用工作機械及び金属加工機械

切削研磨用工作機械及び金属加工機械を使用する企業についてこれらの機械の耐用年数を定めるに当つては、まず当該事業に要請される機械の精度が考慮されなければならない。

#### (i) 機械産業の精度別分類

機械類を産業別精度に分類することは困難なことであるが、その産業の要求する主要機械の精度別分類を考えると大略次のように区分できる。

#### (A) 最も精度を要求する機械産業

切削研磨用金属工作機械、軸受、精密時計（クロノメータ、ウオッチ）精密測定器、光学機械、精密工具（ゲージ類等）、精密歯車の各製造設備

#### (B) Aの次に位すると思われる機械産業

弱電機械、強電機械、発動機、蒸気機関、スチーム及びガスタービン、高級自動機（タバコカッター等）、ポンプ及び圧縮機、汽関車、高圧汽罐（20キロ以上のもの）、金属加工機械（エヤーハンマー、スチームハンマー等）、自動紡織機、高速輪転機、コールカッター、遠心分離機（6,000回転以上のもの）、自動車、自転車用チェーン、ペルトン水車、船用補助機その他これらに準ずる機械の各製造設備

#### (C) 最低位に位すると思われる機械産業

**耐用年数省令 (沿革) 昭和26年**

単 //	20年	
7 冷凍機		
大型	20年	シリンダーの取替は資本支出
小型 (30馬力以下)	15年	
8 受配電設備	25年	

**第4 構築物**

構築物の建造様式は、鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄筋コンクリート造、石造、ブロック造、鉄骨造、木造、土造、コンクリート造等一応の区分はできるが、その用途は全く種々雑多であつて一律明確に耐用年数を測定することは頗る困難であるが、次の基準によつて算定するものとする。

**1 鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄筋コンクリート造り**

(1) ダム (発電用のもの)

防岸のコンクリート被覆は最低10層位と抑え、水をたたえない場合コンクリートの一層当りの中性化速度30年から計算すれば300年となるが、水による風化作用の減耗を3分の1と見積れば200年となり、安全度を100%とすればその耐用年数は100年となる。

(2) 隧道

捲立を被覆するコンクリート厚5層と抑え、中性化速度1層当り30年から計算すれば150年となるが、地圧、水圧による風化作用の減耗を2分の1と見積ればその耐用年数は75年となる。

(3) 橋梁

平水の場合コンクリート被覆5層のもの算定を試みれば

橋床部	橋脚部	総合年数	総合安全度	実役年数
60年	100年	75年	20%減	60年
5,000	5,000	10,000		
83	50	133		

(4) 堤防 (ダム小型用のもの)

コンクリート被覆5層のもの算定を試みれば150年となるが、水による風化作用の減耗を差引けば、(1)と同様100年となり安全度を100%とすれば、50年の耐用年数を得る。

**2 鉄骨造**

(1) 橋梁

鉄骨造りの橋梁は、鉄材の耐用年数をもつて橋梁の寿命と考えられる。鉄骨の寿命については鉄骨造家屋の場合に述べたように75年と推定出来るが、更に安全度を見積れば45年(4割減)を適当と認められる。(鉄道用のものを除く。)

(2) 浮ドック

鋼船の算定方式に準ずる。

**3 煉瓦造及び石造**

防壁 (擁壁)

煉瓦造家屋の算定方式に準じ算定し風化作用による減耗(約2割)減を見込んで50年とするを適当と認める。

**4 コンクリート造**

貯水池 (擁壁斜面のもの)

コンクリートの中性化速度から算定すれば長命のように考えられるが、水圧、土圧による減耗が甚しく鉄筋コンクリートの場合に比較して2割減の40年を適当と認める。

**5 木造**

汎用機械算定方式中ベルトコンベヤーの屋外フレームの取扱いに準ずる。

6 土 造

(1) 防壁(よう壁)堤防

一般に土崩れを防ぐ目的で芝生を使用している関係上長命にしてその耐用年数は30年と見積るを適当と認められる。

(2) 道 路(用地を除く)

舗装の種類をコンクリート舗装、石舗装、アスファルト舗装及びビチューマルス舗装に別けて舗装面の年数を考えるを適当と認める。

第5 船 舶

船舶の耐用年数の算定に当つては、まずその船舶の船体強度を物理的に考えなければならない。船舶安全法によると船舶鋼板の強度維持には(1)の予備厚が限界とされている。

(1) 船 長 30米 60米 90米 120米 150米 180米

予備厚 0.1耗 0.3耗 0.7耗 1.0耗 1.2耗 1.5耗

而して船舶は毎年の運航によつて磨耗するものであるから、右の予備厚の外船舶安全性の基準によれば概ね次の予備厚を附加することが要求されている。

(2) 船 長 30米 60米 90米 120米 150米 180米

予備厚 2.0耗 1.6耗 1.9耗 1.6耗 1.2耗 1.1耗

従つて、船舶の厚さは、右の(1)及び(2)の合計で次の通りとする。

(3) 船 長 30米 60米 90米 120米 150米 180米

予備厚 2.1耗 1.9耗 2.7耗 1.6耗 2.4耗 2.6耗

よつて船舶の物理的耐用年数は、右の厚さを考慮して、毎年の減0.06耗として計算すれば(4)の通りとする。

(4) 船 長 30米 60米 90米 120米 150米 180米

物理的耐用年数 35年 32年 44年 44年 40年 43年

しかしながら、これは安全度を全く無視した物理的耐用年度であつて、安全度を10割必要とするものと考えれば、前記耐用年数は(5)の通り変化する。

(5) 船 長 30米 60米 90米 120米 150米 180米

耐用年数 18年 16年 22年 22年 20年 22年

船舶の耐用年数としては、一応右の基準によるを適当と認められるが、他面大型船については建造後24年目第2次第3種検査が行われ、又漁船については建造後18年目頃に精密検査が行われ、この年数と右の年数が大略一致するため船舶の耐用年数は、大型船舶については、24年、漁船については18年を基準として別表の通り算定するを適当とする。

(6) 海運界及び漁業界は盛衰が著しく繋船がしばしば行われる実情にかんがみその経済性を考慮し、大型鋼船の耐用年数は20年、大型漁船用鋼船の耐用年数は15年を基準とする。

なおこれが算定に当りては戦時標準型船及び統行船については強度が現行基準より1割乃至3割低位にあるためそれぞれ耐用年数を減じ、戦後第4次造船計画による造船及び昭和24年末までに進水した漁船、油槽船等については素材不良による強度不足のためそれぞれ耐用年数を減じ、油槽船については油類の搬出入による船体内部からの磨耗を耐用年数の上で1割程度考慮している。

【コメ法】

六八五九

別表	資産の種類	設備等の名称			耐用年数		
6の2	ばい種処理用固定資産	構築物	槽、塔、水路及び貯水池	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は石造のもの	れんが造のもの	コンクリート造又は金属造のもの	20
			7				
		機械及び装置 (金属製のもので、機械及び装置と一体と認められる排気管及び放出筒を含む。)					7

20 昭和39年

昭和39年には次のような改正方針の下に、機械及び装置を中心とした全面改正が行われた。

(1) 耐用年数の改定の基本的な考え方

税法が耐用年数を法定する理由は、税法上の償却範囲額を定めることにある。すなわち、減価償却は企業の意思の決定に基づいて計上されるという性格を有しているので、これを無制限に認めることは問題であり、かかる内部的取引については、一定の基準を設けることが税務運営上からみても適当だからである。

ところで、減価償却は、会計上償却資産の費用配分の手続であるといわれているが、最近においては、内部資本の蓄積及び設備更新のために有効なものとしてこの減価償却が見なおされている。

いうまでもなく、償却を充分に行うことは、それだけ利益が減ることとなるから、配当、法人税等社外に流出する資金が減少することとなり、内部資本の蓄積に役立つこととなる。

このような観点から、税法上の償却制度は諸外国においても見なおされているところであり、1962年のアメリカ税法における画期的な耐用年数の改正、さらに1963年におけるイギリスの耐用年数の全面的改正はこれらを物語るものといえるであろう。

わが国の耐用年数の画期的な改正は、昭和26年に行われたが、その後の技術革新の進展に伴って、昭和36年に機械装置を中心として約20%の短縮を行った。従って、まだ2年程度経過しているに過ぎない状況にある。

ところで、我が国の主要業種別減価償却率の推移を主要諸外国と比較してみると、下表のようになっている。

区分	日本			アメリカ			イギリス			西ドイツ	
	1960	1961	1962	1960	1961	1962	1960	1961	1962	1960	1961
全産業	10.11	11.24	10.95	—	—	—	6.86	7.30	—	13.99	13.10
全製造業	13.74	15.33	14.05	10.76	10.91	11.14	7.25	7.68	11.5	14.95	14.02

(備考) \*印は、1962年の改正による耐用年数の短縮を織り込んで見積計算した率である。

これによると、我が国の償却率は、アメリカ、イギリスよりも高く、また西ドイツとほぼ同

(二) 民法

七〇三七

**耐用年数省令 [沿革] 昭和39年**

様になったことが知られるが、西ドイツについては正確なデータがなく、また各国の耐用年数表によつて耐用年数を比較してみると西ドイツが相当程度短い。いずれにしても、昭和39年の耐用年数の短縮によつて西ドイツに相当程度近づくこととなる。

ところで、昭和39年の耐用年数の基本的考え方は、いわゆる開放経済への移行に備えて、企業の内部留保と設備の更新に資するため、機械・装置及び無形減価償却資産を中心として、機械装置の耐用年数を平均15%程度短縮したものである。

従つて、主として、政策的な意味をもつものといふことができよう。

耐用年数の算定に当たつては、各業種ごとにモデル・プラント（標準的生産設備）を選定して、これに修正を加えつつ、各設備についての耐用年数を積上げ計算によつて算定するということが昭和26年からの方式であつた。

昭和39年は、このような精密な作業を行う時間的余裕がなかつたため、従来のモデル・プラントを前提としながらも、割合的にこれを修正するという考え方をとつている。また、各業態によつてはその陳腐化の程度も異なるが、上にも述べたように、これに、国際競争力の強化を重点的に行うための要請その他政策的要請を加味している。

また、耐用年数の適用設備区分の簡素化を図るために従来の耐用年数表に掲げられている機械設備の種類約1,000区分を簡素化して約370区分とされている。

また、無形減価償却資産については昭和26年以来長期間にわたつて検討されていないので、工業所有権を中心にして約20%の耐用年数の短縮が行われたほか、無形減価償却資産の範囲に水道施設利用権等の利用権が追加された。

上記のほか、耐用年数の制度として標準耐用年数制度を採用するかどうかについても検討されたが、税法の耐用年数が最高償却限度を定めるものであることから、この制度は適当でないとされ採用されなかつたのである。

なお、この耐用年数の改定は、個人の場合は昭和39年分から、法人の場合には昭和39年4月1日以後終了する事業年度分から適用することとされている。

いま、改正前の耐用年数表と改正後の耐用年数表とを比較すると次のとおりである。

改正後 の表名	改正前 の表名	
別表1	(別表1)	機械及び装置以外の有形固定資産の耐用年数
別表2	(別表2)	機械及び装置の耐用年数
別表3	(別表3)	新規産業用機械及び装置の耐用年数
削除	(別表4)	陳腐化した機械及び装置の耐用年数
別表4	(別表5)	開発研究用固定資産の耐用年数
別表5	(別表6)	汚水処理用固定資産の耐用年数
別表6	(別表6の2)	ばい煙処理用固定資産の耐用年数
別表7	(別表7)	農林業用固定資産の耐用年数
別表8	(別表8)	牛馬果樹等の使用又は収穫可能な年数
別表9	(別表9)	無形固定資産の耐用年数

**(2) 昭和39年の耐用年数の改正点**

(ア) 別表1 (機械及び装置以外の有形固定資産の耐用年数) の改正点

昭和39年の耐用年数の改定は、すでに述べたように機械及び装置の耐用年数及び無形減価



耐用年数の適用等に関する取扱通達 付表 3

鉄道業および軌道業の構築物（総合償却資産であるものに限る。）の細目と個別耐用年数

耐用年数省令別表第 1				細 目	算定基 礎年数
種類	構造または用途	細 目	耐用年数		
構築物	鉄道業用または軌道業用のもの	前掲以外のもの			
		線路設備			
		軌道設備			
		道床	60	道床	60
		その他のもの	16	舗装	15
				諸標車止め	20
		土工設備	57	線路切取	70
				線路築堤	70
				川道付替	70
				土留め	40
				排水設備	30
				線路諸設備	
				踏切道	15
				防護設備	15
				さくかき	15
				雑設備	15
				停車場設備	32
				転車および遷車台	25
				給水および給炭設備	25
				給油設備	25
		検車洗浄設備	25		
		乗降車および積卸場	30		
		地下道	55		
		雑設備	30		
		電路設備			
		その他のもの	19		
		通信設備	15		
		電気保安設備	20		
		電力線設備	25		

耐用年数の適用等に関する取扱通達 付表 4

電気業の構築物（総合償却資産であるものに限る。）の細目と個別耐用年数

耐用年数省令別表第 1				細 目	算定基 礎年数
種類	構造または用途	細 目	耐用年数		
構築物	発電用または送配電用のもの	その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池および水路に限る。）	57	貯水池	80
				調整池	80
				水路	70
				えん堤	70
				洪水取水	70
				開が	55
				ずい渠	55
				水庄	40
				沈砂	55
				水砂	55
				放砂	55
		岸壁	50		
		貯水	40		
		深井	40		
		防波堤	50		
		取水	40		
		煙突	35		
		排水	40		
		その他	40		
		送電用のもの			
		地中電線路	25		
		管ケ	25		
		の	25		
		塔、柱、がい子、送電線、地線および添加電話線	36		
		鉄塔	50		
		鉄柱	50		
		コンクリート	50		
		木柱	25		
		が	25		
		送電	40		
		地線	20		
		電話	30		